吹田市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

（趣旨）

第１条　この要領は、設置者等による自己管理の徹底を図り、もって公衆衛生の向上を図るため、市内に設置されている小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（１）　小規模貯水槽水道　水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であって、水道法（昭和３２年法律第１７７号）に規定する専用水道及び簡易専用水道に該当しないものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）の適用を受ける施設を除く。

（２）　設置者等　小規模貯水槽水道を所有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。

（３）　登録検査機関　水道法第３４条の２第２項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者をいう。

（４）　利用者　小規模貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

（対象施設）

第３条　この要領において対象とする施設は、市内に設置されている小規模貯水槽水道とする。

（管理基準）

第４条　設置者等は、次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めなければならない。なお、管理状況については、登録検査機関による簡易専用水道の管理に係る検査を受けることが望ましい。

（１）　清潔の保持

ア　水槽の清掃を毎年１回以上、定期的に行うこと。

イ　有害物、汚水等による水の汚染を防止するため、水槽の点検等必要な措置を講じること。

（２）　水質検査の実施

ア　定期の検査

給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査を７日以内ごとに１回行うこと。なお、これらの検査実施時に残留塩素の有無に関する検査についても行うことが望ましい。

イ　臨時の検査

小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認めたときは、水道法第４条の規定に基づく水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について水質検査を行うこと。

ウ　水質検査機関

臨時の検査は、次の者に依頼して行うこと。

（ア）　水道法第２０条第３項ただし書に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣

及び環境大臣の登録を受けた者

（イ）　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第１２条の２第１項の規定に基づき建築物における飲料水の水質検査を行う事業の知事の登録を受けた者

（３）　汚染が判明した場合の措置

ア　設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市に連絡し指導を受けること。

イ　設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える等汚染が判明した場合、市に連絡し指導を受けること。

ウ　設置者等は、汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

（４）　記録の保存

設置者等は、水槽の清掃、水質検査等の管理記録を３年間保存すること。

（水道事業者の協力）

第５条　水道事業者は、給水区域内に新たに設置又は廃止された小規模貯水槽水道の設置場所等について、遅滞なく保健所長に報告するものとする。

２　水道事業者は、小規模貯水槽水道の設置者等に対し、その管理に関して改善措置の指導、助言及び勧告を行った場合、必要に応じて保健所長に通報等情報提供するものとする。

（指導・啓発等）

第６条　市は、設置者等に対し適正な管理について指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

２　市は、水道事業者と連携し、小規模貯水槽水道の設置場所、設置者等の住所、氏名、受水槽の有効容量等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存するものとする。

３　市は、設置者等の協力を得て、小規模貯水槽水道の管理状況の把握に努めるものとする。

４　市は、小規模貯水槽水道の汚染を発見した場合、設置者等から第４条第３号ア及びイによる連絡を受けた場合又は水道事業者から第５条第２項による通報等情報提供があった場合は現地調査等を行い、設置者等が実施する汚染原因の調査及び原因除去に対し指導、助言及び勧告を行うことができる。なお、現地調査等は、必要に応じ水道事業者の協力を得て行うものとする。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年１２月１２日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１２月１７日から施行する。